

委託業務仕様書

1 委託業務名

美作エリアモデルコース作成事業

2 業務目的

美作県民局管内 10 市町村（津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町及び美咲町）（以下、「美作エリア」という。）における魅力ある観光資源を最大限活用し、主に関西圏におけるファミリー層に向けたモデルコースを作成すること。

なお、作成したモデルコースは、美作県民局が作成する観光パンフレットや、美作県民局が運用する観光情報サイト等、各種媒体により発信し、同圏域からの観光誘客を促進するとともに美作エリアの観光振興を図る。

3 業務内容等

モデルコース作成にあたり、以下の業務を実施すること。

(1) 観光スポット等に関する情報収集

・美作エリアにおける観光施設、体験・アクティビティ施設、飲食店及び宿泊施設等（以下、「観光スポット等」という。）に関する情報収集を行い整理すること。

(2) ペルソナ設定等に関するアドバイザリー業務

・令和 6 年度に美作県民局が実施した「関西エリアにおけるマーケティング調査事業」の結果及び美作県民局の意見を踏まえたペルソナ設定並びにそれに対するアドバイザリーを行うこと。なお、当該ペルソナは 4 種類作成する。

(3) 市町村ヒアリング・要望調査

・モデルコースの作成にあたり、モデルコースに組み込む観光スポット等について、市町村の要望を調査し、反映すること。

(4) モデルコースの造成

・3（2）で作成した 4 種類のペルソナに対し、1 泊 2 日のコースを各 4 コースずつ、計 16 コース程度作成すること。なお、関西圏から自動車での移動を想定したモデルコースを、各ペルソナに対し、2 以上作成すること。なお、自動車での移動を想定したモデルコースは、16 コースのうちを含む。

・モデルコースには、美作エリア 10 市町村の観光スポット等を重複なく 2 以上含むこと。

(5) 各観光スポットの現地取材及びキャプションの作成

・3（4）で作成した各モデルコースについて、20 程度、観光スポット等の現地取材を行い、各観光スポット等のキャプションを作成すること。

(6) モデルコースに関する概要シートの作成

・各モデルコースごとに概要シート（A4 判）を作成すること。概要シートには、コース名、コースの概要、3（5）により作成したキャプション、コースの費用感、アクセス方法等を記載すること。なお、次年度以降、観光スポット等の追加・削除に対応できる汎用性のあるものとする。

・概要シートは A4 判カラーにより 3 部と電子データ（ワードファイル及び PDF 形式）を提出すること。

(7) 業務報告書の提出

・本業務に関する報告書を A4 判カラーにて電子データ（PDF 形式）で 1 部提出すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

5 委託限度額

2,720,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

6 成果物の二次使用等について

- (1) 本業務において作成したペルソナ、モデルコース、モデルコース概要シート、報告書等の著作権は美作県民局に帰属する。
- (2) 美作県民局はこれらを美作県民局が作成する観光パンフレットや観光情報サイト等におけるプロモーションに使用可能とする。

7 再委託について

- (1) 再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記すること。なお、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託をすることは認めない。
- (2) 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超える場合は、相当な理由がわかる内容(別添「再委託費率が50%を超える理由書」)を作成し提出すること。
- (3) グループ企業との取引であることのみを選定理由とする再委託(再々委託及びそれ以下の委託を含む)は認めない。

8 業務に係る留意点

- (1) 業務の実施に際して知り得た事実又は個人情報等を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務の実施に当たっては、美作県民局の指示に従うこと。

9 その他

- (1) 業務実施に当たっては、役割分担・責任体制等を明確にするとともに、美作県民局と受託者は相互に連絡を密にすること。
- (2) 受託者は、当該業務の遂行方法、結果の取りまとめ等に際し不明な点が生じたときは、その都度美作県民局と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (3) その他、仕様書に定めのない事項、業務の実施過程において業務内容に疑義が生じた場合は、美作県民局と受託者との間で誠意を持って協議し、決定する。